

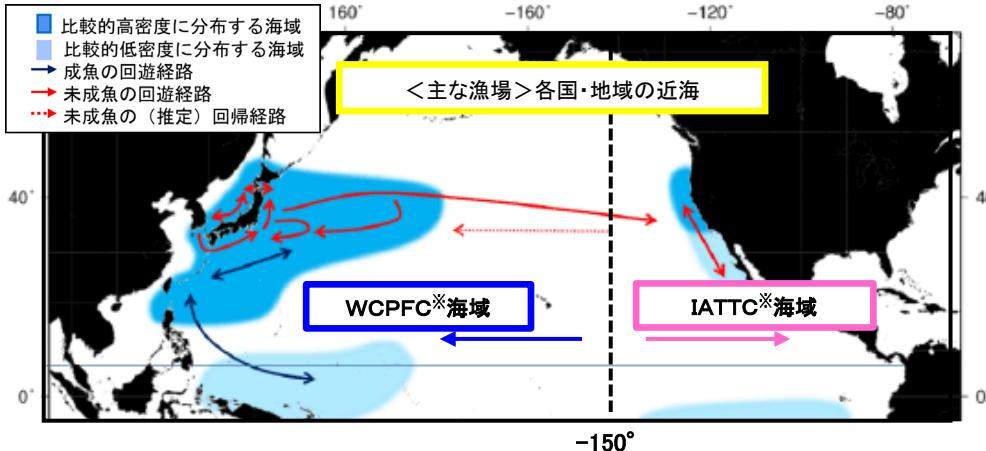
漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について 輸出事業者向け編

水産庁加工流通課
水産流通適正化推進室
令和8年1月

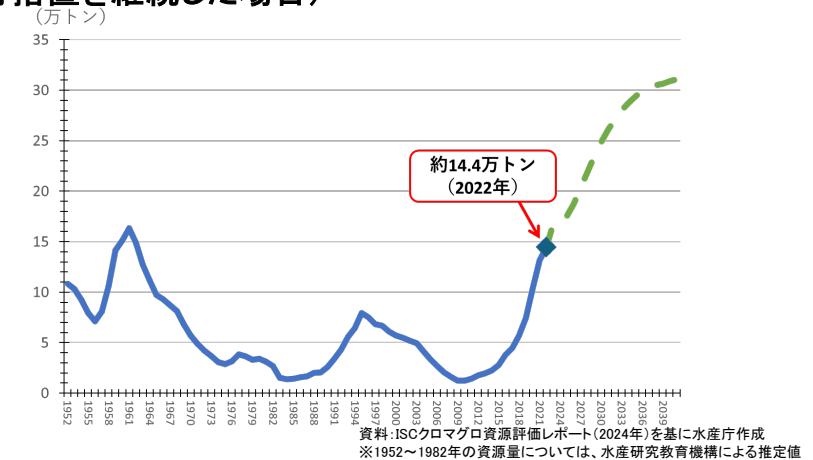
改正の背景等①

- 太平洋クロマグロは、資源回復のため、WCPFCにおいて漁獲枠による管理が実施されている。全国の漁業者による資源管理の取組等により、資源は回復基調にあるが、資源の確実な回復維持を図るためにも、引き続き厳格な資源管理を行う必要

○国際的な資源管理



○太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測 (現行措置を継続した場合)



WCPFCで決定された措置

【漁獲上限】

小型魚(30キロ未満):2015年から漁獲量を2002-04年平均水準から半減
(日本:8,015トン→4,007トン)

大型魚(30キロ以上):2017年から漁獲量を2002-04年平均水準に制限
(日本:4,882トン)
2022年から漁獲量を2002-04年平均水準の115%に制限
(日本:5,614トン)

【その他合意内容】

○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰り越し可能(時限措置)
○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置について、小型魚漁獲上限について、10%まで(2024年は30%まで)大型魚へ振り替え可能(時限措置)

WCPFC「第21回年次会合」の結果(2024年12月)

【漁獲上限】

小型魚(30キロ未満):(日本:4,007トン→4,407トン)

大型魚(30キロ以上):(日本:5,614トン→8,421トン)

【その他合意内容】

○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰り越し可能(規定期限なく適用)
○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置について、適用上限を撤廃し、一般ルール化(規定期限なく適用)

改正の背景等②(不正事案の概要)

- 国際的に厳格な資源管理が行われている中、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生



知事管理区分における違法事案の発生

- 令和4年8月 水産庁に通報のあった疑義情報を基に、所管の県が調査を行った結果、大量の太平洋クロマグロのTAC未報告漁獲があったと報告
- その後、警察(当該県の県警)の捜査により、漁業法違反で産地仲買2社の社長、漁業者22名、水産関連会社1社が起訴。産地仲買2社の社長に対しては、懲役4月、執行猶予3年の有罪判決が確定。漁業者22名と水産関連会社1社に対しては、罰金10～20万円の略式命令

大臣管理区分における違法事案の発生

- 令和6年9月 大臣許可漁船によるTAC未報告事案で海上保安庁が摘発
※ 一部改正法公布後の事案



個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置する必要

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法の経過と今後の予定等

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する
法律案提出
(第213回通常国会)

衆議院本会議 可決
(令和6年6月6日)

参議院本会議 可決
(令和6年6月19日)

法律公布(令和6年6月26日)

法律一部施行(VMS罰則)
(令和6年7月16日)

全国説明会(法律の概要説明)
令和6年8月(全国5ブロック)で実施

水産流通の適正化推進会議
(令和6年9月～10月)全3回実施

- ・特別管理特定水産資源の対象魚種などの制度の詳細の検討等

政令公布(令和6年12月27日)

省令公布(令和7年5月30日)

都道府県、漁業者、漁業関係団体、
取扱事業者等向け制度説明会
(令和7年春頃から順次実施中)

- ・制度の詳細の周知(Q & A等)
- ・リーフレットなどの啓発資料の配布

特定第一種第二号水産動植物等(太平洋
クロマグロ)の取扱事業者事前届出開始
(令和7年10月1日)

法律施行
(令和8年4月1日)

法律の概要(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正)

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「**特定第一種第二号水産動植物**」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<改正法の施行期日>

令和8年4月1日(特定第一種第二号水産動植物等の取扱事業者の事前届出等に係る規定については、令和7年10月1日)

○情報の伝達のイメージ

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



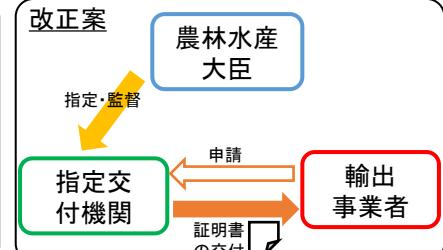
○適法漁獲等証明書の交付のイメージ

現行



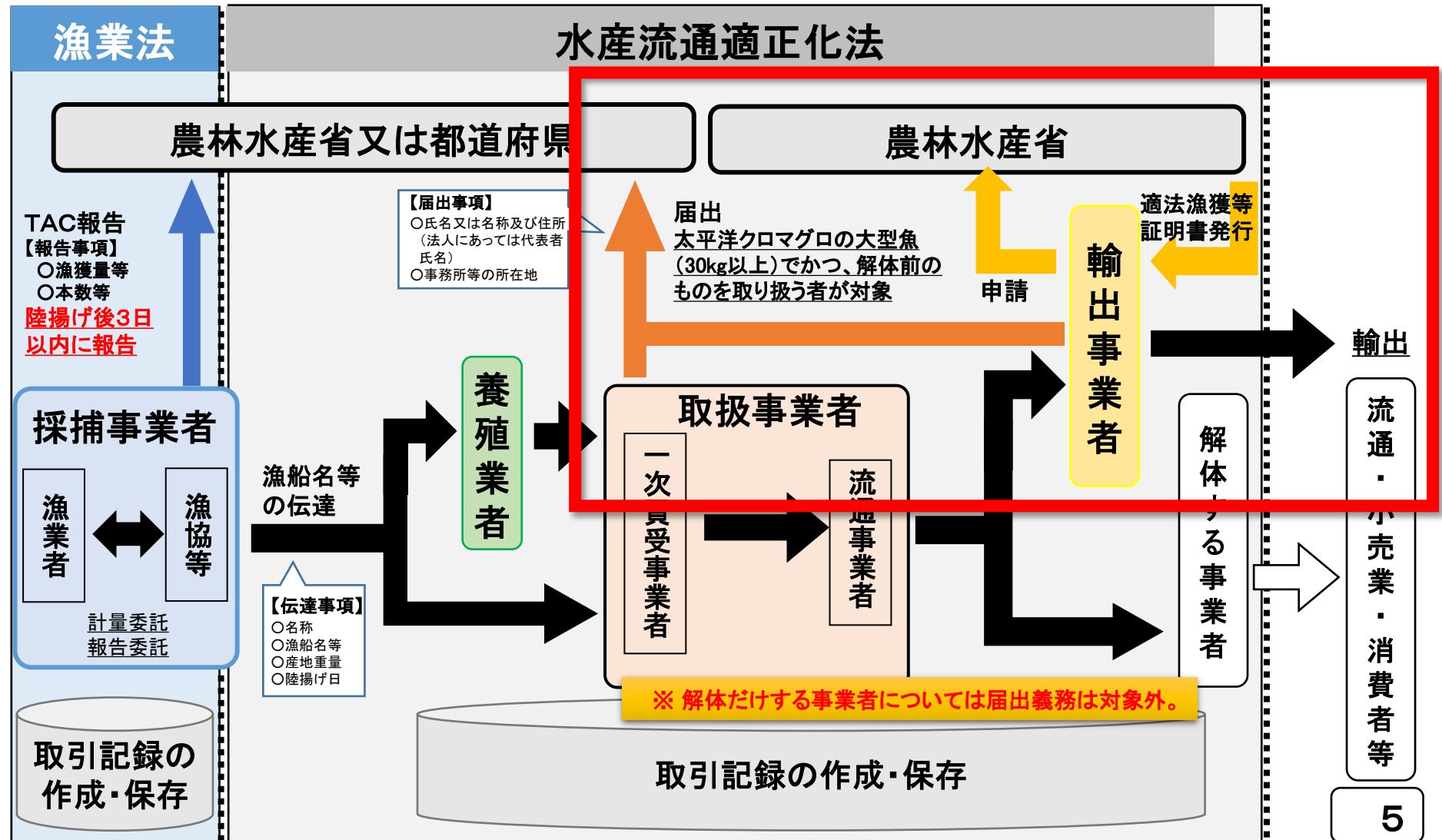
※施行後1年間で約7,000件発行
(R4年12月～R5年11月)

改正案



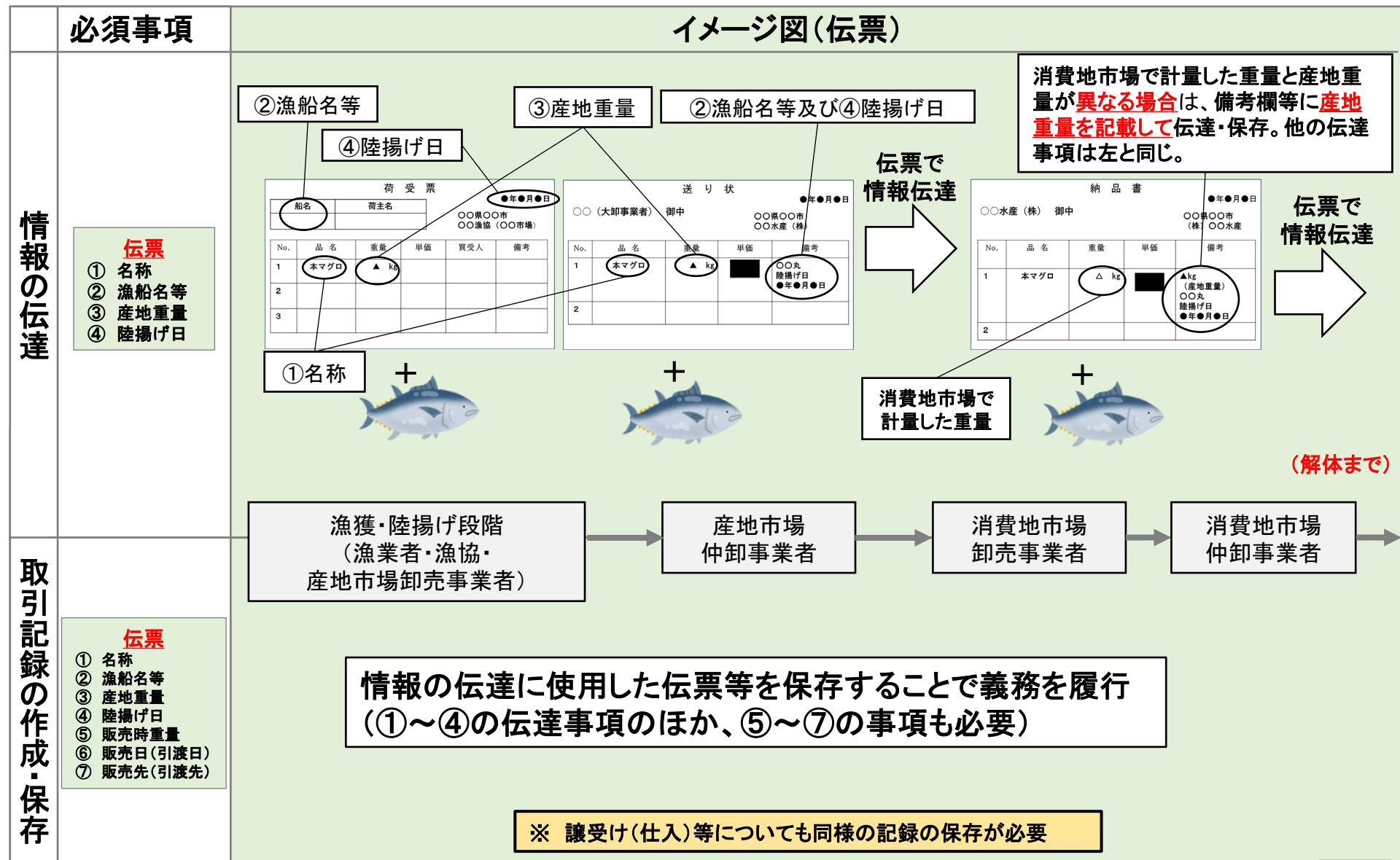
制度の概要(漁業法及び水産流通適正化法の一部改正)

資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められる「太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のもの」について、以下のとおり漁獲から流通までの管理を強化



情報伝達と取引記録の作成・保存(天然クロマグロ)

I. 伝票の場合



* 伝票類の名称については特段の規定はない。

情報伝達と取引記録の作成・保存(天然クロマグロ)

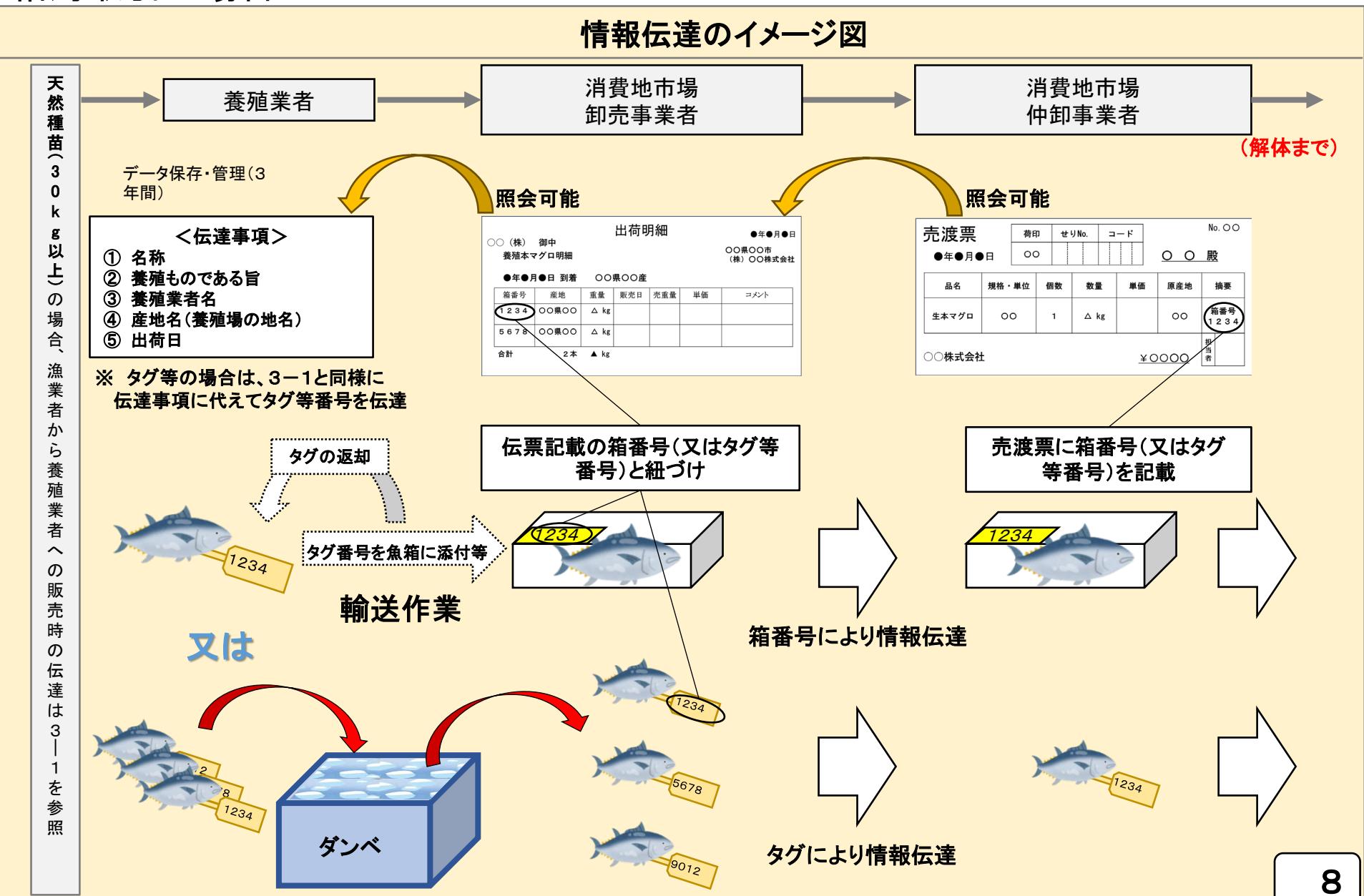
II. タグ等の場合

必須項目	イメージ図(タグ等)	
情報の伝達 <p>タグ等 ・ タグ等番号</p>	<p>問い合わせ等により確認可能な個体識別できる番号・記号、スマート等で情報確認可能なQR番号等を記載(消えない方法)</p> <p>タグ等取付</p> <p>漁獲・陸揚げ段階 (漁業者・漁協・産地市場卸売事業者)</p> <p>タグ等番号</p> <p>(解体まで)</p> <pre> graph LR A["タグ等取付者 漁獲・陸揚げ段階 (漁業者・漁協・ 産地市場卸売事業者)"] --> B["産地市場 仲卸事業者"] B --> C["消費地市場 卸売事業者"] C --> D["消費地市場 仲卸事業者"] </pre>	
取引記録の作成・保存 <p>タグ等取付者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タグ等番号 ① 名称 ② 渔船名等 ③ 産地重量 ④ 陸揚げ日 ⑤ 販売時重量 ⑥ 販売日(引渡日) ⑦ 販売先(引渡先) <p>タグ等受取者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タグ等番号 ① 名称 ⑤ 販売時重量 ⑥ 販売日(引渡日) ⑦ 販売先(引渡先) 	<p>伝達事項であるタグ等番号のほか、①～⑦の事項が記載された伝票等を保存することで義務を履行</p> <p>※ なお、タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるよう伝票等を保存する必要がある。</p> <p>※ 謹受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要</p>	

※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

養殖業者以降の情報伝達(養殖クロマグロ)

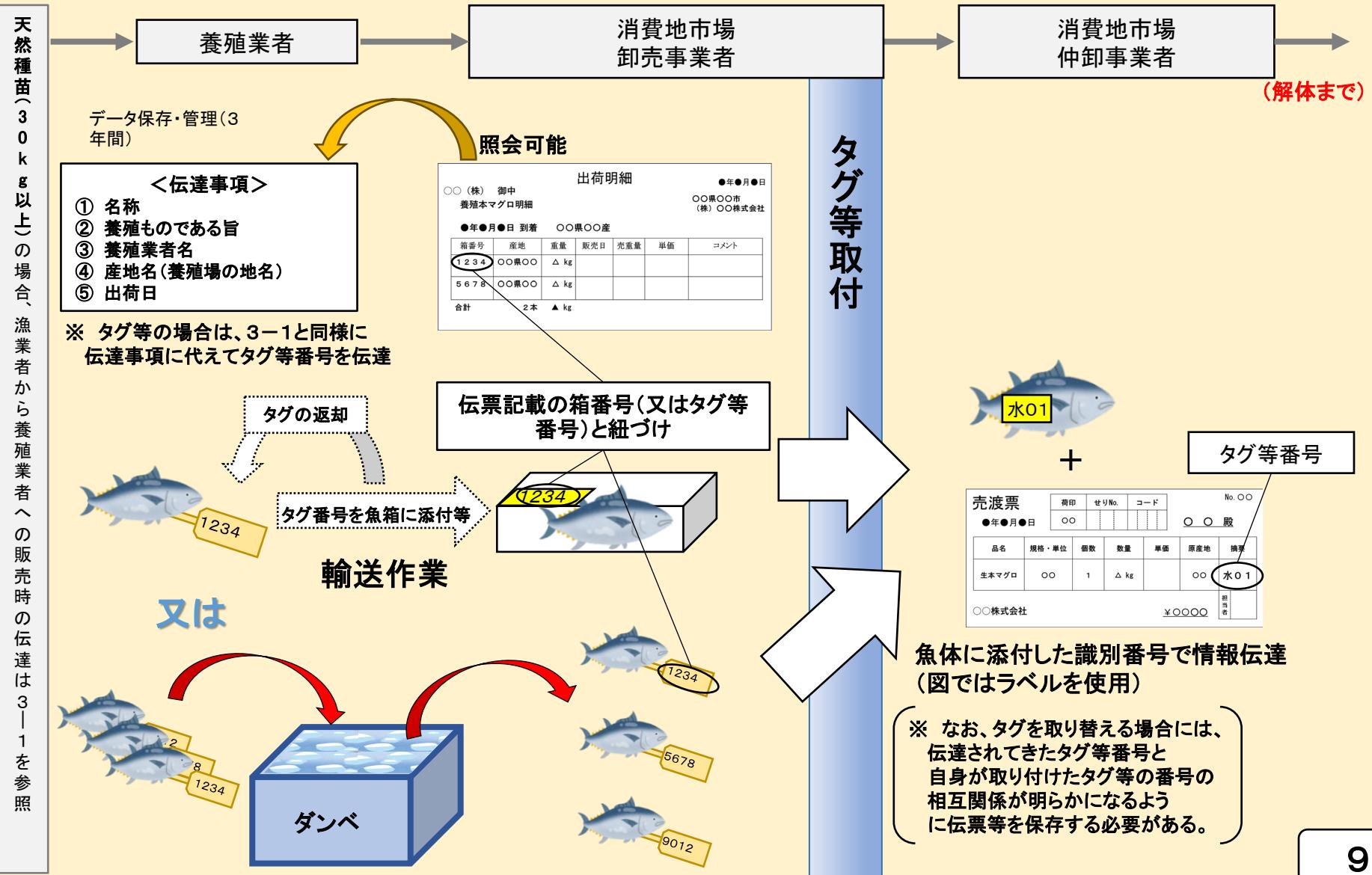
相対取引の場合



養殖業者以降の情報伝達(養殖クロマグロ)

セリ取引の場合

情報伝達のイメージ図



【参考】天然クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達			取引記録の作成・保存 ※1		
	伝票	タグ等		伝票	タグ等	
		タグ等取付者	タグ等受取者		タグ等取付者	タグ等受取者
名称	○	-	-	○	○	○
漁船名等	○	-	-	○	○	-
産地重量 ※2	○	-	-	○	○	-
陸揚げ日	○	-	-	○	○	-
販売時重量 ※2	-	-	-	○	○	○
販売日(引渡日)	-	-	-	○	○	○
販売先(引渡先)	-	-	-	○	○	○
タグ等番号 ※3	-	○	○	-	○	○

※1:譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

※2:消費地市場で計量した重量と産地重量が異なる場合は、備考欄等に産地重量を記載して伝達・保存

※3:タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要がある。

【参考】養殖クロマグロの情報伝達と取引記録の作成・保存事項

	情報伝達		取引記録の作成・保存					
	タグ等	伝票	養殖業者				養殖業者以降※1	
			タグ等		伝票			
			天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗	天然種苗 (30kg以上)	天然種苗 (30kg未満) 又は人工種苗		
名称	-	○	○	○	○	○	○	○
養殖ものである旨	-	○	○	○	○	○	-	○
養殖業者名	-	○	○	○	○	○	-	○
産地名(養殖場の地名)	-	○	○	○	○	○	-	○
出荷日 ※2	-	○	○※4	○※4	○※4	○※4	-	○
池入れ日	-	-	○	-	○	-	-	-
販売重量	-	-	○	○	○	○	○	○
販売日(引渡日) ※2	-	-	○	○	○	○	○	○
販売先(引渡先)	-	-	○	○	○	○	○	○
TAC報告の重量	-	-	○	-	○	-	-	-
箱番号又はタグ等番号※3	○	-	○	○	-	-	○	-

※1:譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

※2:販売日は各事業者がクロマグロを販売した日、出荷日は養殖業者が出荷した日を指す

※3:タグを取り替える場合には、伝達されてきたタグ等番号と自身が取り付けたタグ等の番号の相互関係が明らかになるように伝票等を保存する必要

※4:養殖業者の出荷日は販売日と同じ

対応していただくこと(法律で規定していること)

水産流通適正化法

届出	適法漁獲等証明書の交付申請等 及び取引等記録の保存
<p><input checked="" type="checkbox"/> 太平洋クロマグロの大型魚 (30kg以上)でかつ、<u>解体前のもの</u>^{※1}を輸出する場合の届出^{※2}</p> <p>ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で<u>届出済みの場合は不要</u></p> <p>※1 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象 ※2 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要</p>	<p>太平洋クロマグロの大型魚 (30kg以上)でかつ、<u>解体前のもの</u>^{※1}の輸出に際して、</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 適法漁獲等証明書の交付申請<input checked="" type="checkbox"/> 適法漁獲等証明書の添付 (通関時)<input checked="" type="checkbox"/> 取引記録(仕入れ時)の作成・保存 (3年間)

輸出事業者による届出について

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを取り扱う取扱事業者(採捕事業者や養殖業者を除く)は、届出が必要です。ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で既に届出済みの場合は不要です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

2 添付書類

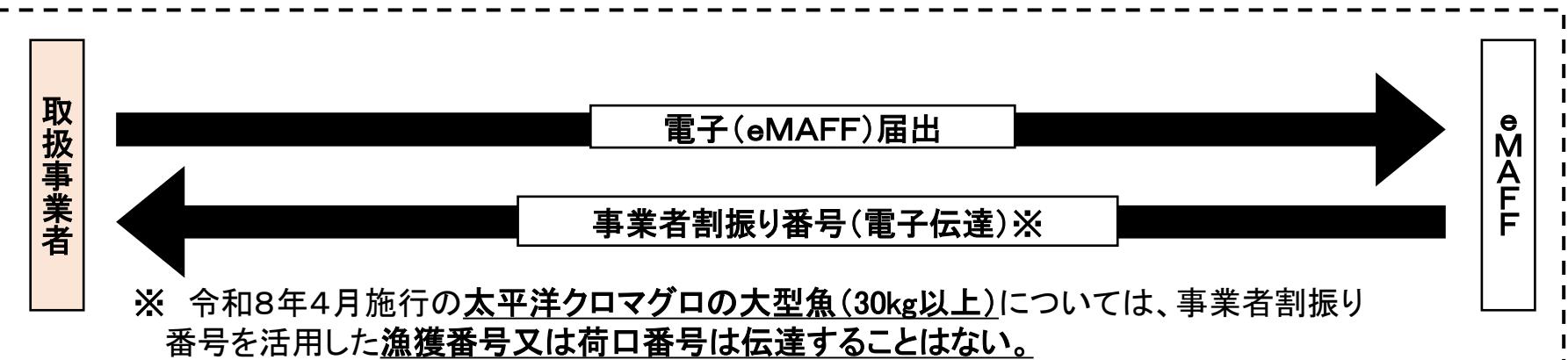
- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。

3 届出先

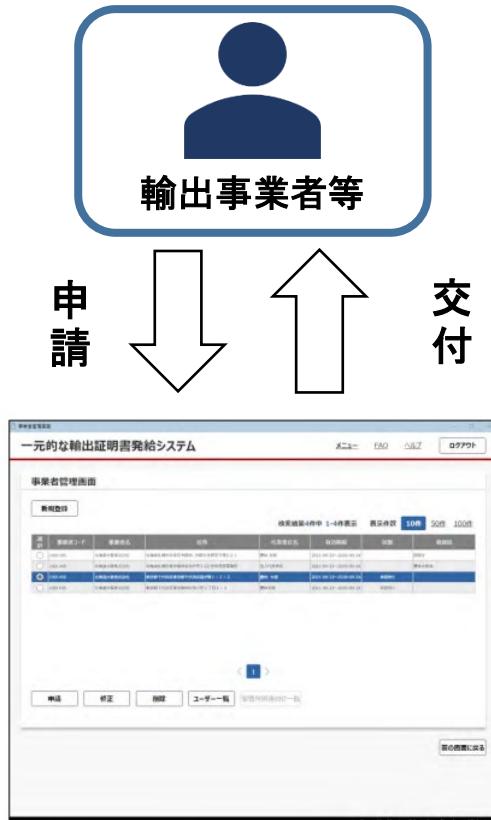
届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣



適法漁獲等証明書の申請・交付について

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のもの(ラウンド(RD)、えらはら抜き(GG)、ドレス(DR))を輸出する場合は、輸出ごとに適法漁獲等証明書の添付が必要です。

適法漁獲等証明書の申請は、一元的な輸出証明書発給システムから電子的に行います。申請から証明書の発行まで必要な期間は1開庁日以上です。なお、申請書類等に不備がある場合等は、証明書が必要となる日までに発行できませんので、余裕をもって計画的にご準備ください。



一元的な輸出証明書発給システム

申請

1 申請事項

- (1)申請者の氏名又は名称、住所
- (2)名称(太平洋クロマグロ)
- (3)重量又は数量
- (4)輸出の仕向地及び時期
- (5)輸出事業者の氏名又は名称及び住所
- (6)相手国の輸入事業者の氏名又は名称及び住所
- (7)インボイスの識別番号(該当ある場合)
- (8)搭載予定地及び搭載予定の船舶名又は航空機名

2 添付書類

- (1)天然ものについては、採捕事業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し、インボイス、P/L、B/L等の写し
- (2)輸入・養殖ものについては、輸入事業者又は養殖業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し※、インボイス、P/L、B/L等の写し

※ なお、養殖業者が30kg以上の天然種苗を池入れした場合には、採捕事業者から仕入れた際に作成した取引記録の写しも必要

輸出する太平洋クロマグロを当日市場で仕入れる等の特別の事情がある場合について

太平洋クロマグロを当日市場で仕入れ、当日午後に輸出する等の特別の事情により、申請に必要な書類を全て揃えるのが当日朝となる場合は、以下の方法により申請をお願いします。

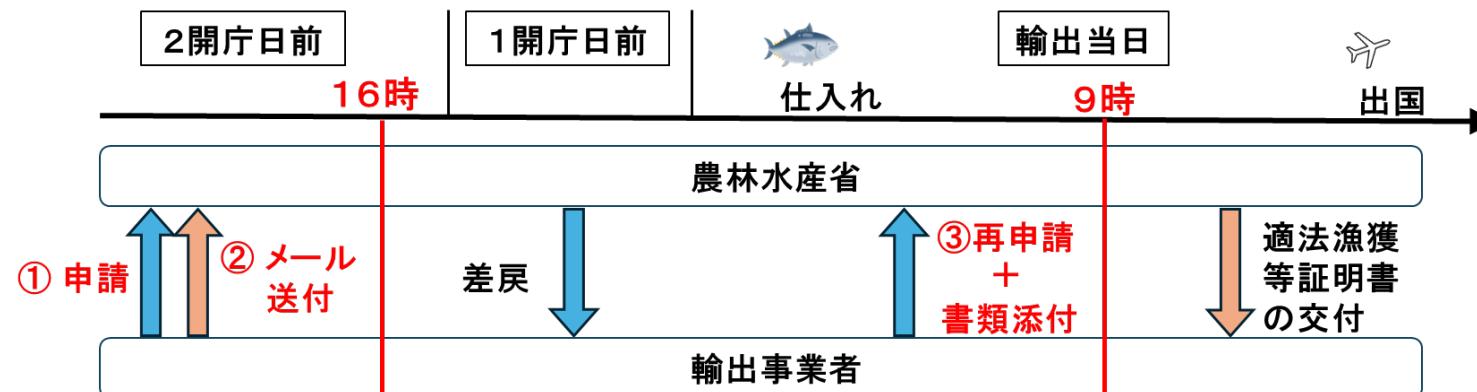
① 輸出の2開庁日前の16時までに、一元的な輸出証明書発給システムにより申請

- 申請事項を記入し、備考欄に「追加の書類提出あり」と記載してください。
(当日朝までに水産庁から申請を一度差し戻します。)

② 水産庁にメールを送付

- メールの件名に「申請番号」と「輸出日」を記載して、以下のアドレスにご送付ください。
メール送付先 : tekiseika_class1@maff.go.jp

③ 当日朝9時までに、一元的な輸出証明書発給システムにおいて差し戻された申請に、必要な書類を全て添付して再申請してください。



※ なお、申請書類等に不備がある場合等は、証明書が必要となる日までに発行できませんので、余裕を持って計画的にご準備ください。

ICCAT漁獲証明書と適法漁獲等証明書の同時申請について

ICCAT漁獲証明書と適法漁獲等証明書の同時申請を希望する場合、当面の間は、以下の方法で申請をお願いします。

- ① 一元的な輸出証明書発給システムの**漁獲証明書の申請画面**から、適法漁獲等証明書の申請に必要な書類もあわせて提出
- ② 水産庁宛に以下の内容を記載したメールを送付
(export-certificate@maff.go.jp と tekiseika_class1@maff.go.jp)
 - ・①で発行された申請番号
 - ・適法漁獲等証明書を申請する旨

① 一元的な輸出証明書発給システムでの申請

システムに申請事項(P.14 参照)を記入し、以下の添付書類を登録

- (1)採捕、輸入、養殖事業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し
- (2)当該輸出に係るインボイス、P/Lの写し
- (3)当該輸出に係る船荷証券又は航空運送状の写し(発行が輸出当日となり事前に入手できない場合は別途定める書類)
- (4)その他申請事項を記載したもの(様式指定)
- (5)太平洋クロマグロの起源が確認できる書類

※1 ICCAT漁獲証明書の申請に必要な書類の詳細は以下HPを御確認ください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/exporttuna/tunatuna.html>

※2 オレンジの字は、ICCAT漁獲証明書の申請においては必須の書類ではありませんが、適法漁獲等証明書の申請に必要な書類です。

② メールの送付

以下の内容のメールを送付



宛先 : export-certificate@maff.go.jp;
tekiseika_class1@maff.go.jp

件名 : F12345 適法漁獲等証明書の申請

適法漁獲等証明書の申請をします。

申請番号 F12345

※ 同時申請の場合、適法漁獲等証明書は、申請時に提出されたその他申請事項を記載したもの別紙とする形で発行されます。

※ 一元的な輸出証明書発給システムの適法漁獲等証明書の申請画面から、ICCAT漁獲証明書との同時申請はできませんので、ご注意ください。

※ なお、申請書類等に不備がある場合等は、証明書が必要となる日までに発行できませんので、余裕を持って計画的にご準備ください。

【参考】各証明書に関する問い合わせ先

- 適法漁獲等証明書、ICCAT漁獲証明書の申請に関するお問い合わせは、以下までお願いします。

適法漁獲等証明書

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室 水産流通適正化制度担当

代表:03-3502-8111(内線 6682)

ダイヤルイン:03-6744-0581

Email:tekiseika_class1@maff.go.jp

ICCAT漁獲証明書

水産庁加工流通課水産貿易対策室 証明書発行担当

代表:03-3502-8111(内線6613)

ダイヤルイン:03-3501-1961

Email:export-certificate@maff.go.jp

適法漁獲等証明書に関するQ&A

Q1 都道府県にICCAT漁獲証明書の申請をする場合、適法漁獲等証明書の同時申請は可能ですか。

A1 同時申請はできません。

都道府県にICCAT漁獲証明書の申請をする場合は、別途、農林水産省への適法漁獲等証明書の申請が必要です。

Q2 ICCAT漁獲証明書と適法漁獲等証明書の同時申請について、交付までにどれくらいかかるか。

A2 ICCAT漁獲証明書の申請のとおりです。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/exporttuna/tunatuna.html>

なお、申請書類等に不備がある場合等は、証明書が必要となる日までに発行できませんので、余裕を持って計画的にご準備ください。

Q3 30kg未満の太平洋クロマグロを輸出する場合は、適法漁獲等証明書は必要ですか。

A3 ラウンドの状態時に30kg未満の太平洋クロマグロ(小型魚)については、適法漁獲等証明書が不要ですが、円滑な通関のため、ラウンド(RD)、えらはら抜き(GG)、ドレス(DR)を輸出する場合は、インボイスに**形状と個体の重量**を記載するよう、御協力をお願いします。

Q4 太平洋クロマグロに関する適法漁獲等証明書はいつから申請できますか。

A4 令和8年3月下旬ごろより、一元的な輸出証明書発給システムにおいて申請いただけるようにする予定です(決定次第、水産庁HPでお知らせします。)。なお、申請いただいた証明書の交付は令和8年4月1日以降となります。

Q5 本資料p.16 ①(3)記載の別途定める書類とは何か。

A5 「(別紙4)船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式」のことであり、水産庁HPに公表しております(p.19参照)。https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_koufushinsei.html

Q6 本資料p.16 ①(4)その他申請事項を記載したものの様式はどのようなものか。

A6 輸出する太平洋クロマグロの重量、形状、容器又は包装の数、輸出時期、輸入を行おうとする者の名称及び住所、インボイスの識別番号、輸送手段について記載するものです。様式は、適法漁獲等証明書の交付申請について(法第10条関係(輸出時))のHPで公表する予定です(p.20参照)。

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_koufushinsei.html

【参考】(別紙4)船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式

水産庁HP(https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_koufushinsei.html)に公表しております。

(別紙4：船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類の様式)

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第2項に基づく
適法漁獲等証明書の交付申請に係る添付書類について
【船荷証券又は航空運送状の写しを後日提出する場合の書類】

年　月　日

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称_____
住所_____
代表者の氏名_____

本貨物の輸出は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第2項に基づく適法漁獲等証明書の交付申請に係る書類のうち特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第24条第2項第2号に掲げる【□船荷証券／□航空運送状】の写しを添付することができないことについて、やむを得ない事由に該当するため、同条第3項に基づき、当該添付資料に代わり本書類を提出します。
なお、本交付申請に係る【□船荷証券／□航空運送状】の写しは、本貨物通関後2週間以内に農林水産省に提出します。

担当部署名_____
担当者名_____
電話番号_____

(通関業者連絡先)
事業者名_____
担当者名_____
電話番号_____

【参考】別紙(太平洋クロマグロの適法漁獲等証明書)

検討中

水産庁HP(https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_koufushinsei.html)に公表する予定です。

別 紙 (太平洋クロマグロの適法漁獲等証明書)	
申請者名 (法人の場合) 代表者名 住所	
適法漁獲等証明書の申請事項	
1 太平洋クロマグロの重量、容器又は包装の数	
重量： kg	容器又は包装数：
2 輸出の時期	
3 輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	
4 仕入書（インボイス）の識別番号	
5 輸送手段（搭載予定船舶／搭載予定航空機名）	

(制度に関する問い合わせ先)

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室

TEL:03-6744-2519

E-mail: suisan_hokaisei2024@maff.go.jp

詳しくは水産庁Webサイトへ

水産庁 水産流通適正化法

